

仮認定NPO法人の2大メリット!!

以下のような税制優遇を受けることができます。

1. 個人が認定NPO法人に寄付をした場合

→ 寄付金控除を受けられます。  詳細は左ページ

個人が認定NPO法人へ寄付をした場合は、
確定申告をすれば、税金の還付を受けることができます。

寄付金控除は次の算式で計算します。(税額控除方式の場合)

$$(\text{寄付金額}^{\ast 2} - 2,000 \text{円}) \times 50\%^{\ast 3} = \text{寄付金控除額}$$

※2 その年中に「認定NPO法人」に寄付をした金額の合計

※3 住民税を含めた割合です。住民税の控除割合は最大10%ですが、これは各自治体によって違います。



2. 法人が認定NPO法人に寄付をした場合

→ 損金算入限度額の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

特別損金算入限度額：認定NPO法人にある特別枠です

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times \frac{1}{2}$$